

「(仮称) 渋沢栄一起業家サロン」機能等検討有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 県内企業の新事業創出や生産性向上及びスタートアップをはじめとする起業等の推進を図り、県内経済の活性化を促進する「(仮称) 渋沢栄一起業家サロン」の整備を進めるにあたり、専門的な見地からの意見を求めるため「(仮称) 渋沢栄一起業家サロン」機能等検討有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について、専門的な議論を行う。

- (1) 「(仮称) 渋沢栄一起業家サロン」の支援の在り方や機能に関すること。
- (2) その他、(1)の検討に際して必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 有識者会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 有識者会議に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は有識者会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 有識者会議の事務局は、埼玉県産業労働部産業支援課に置く。

- 2 事務局は、委員長の命を受けて、委員会の各種事務を処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

「(仮称) 渋沢栄一起業家サロン」機能等検討有識者会議 委員名簿

	分 野	氏 名	所 属 等
1	オープン イノベーション	小林 裕一	国立大学法人埼玉大学 研究機構オープンイノベーションセンター 副センター長 兼 産学官連携推進部門長
2		徳重 剛	株式会社野村総合研究所 経営 DX コンサルティング部 プリンシパル
3		吉田 剛	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会 事務局) イノベーション推進部 部長
4	スタートア ップ・ベンチ ャー	杉原 美智子	フォーアイディールジャパン株式会社 代表取締役社長
5		矢野 健太	一般社団法人 スタートアップ協会 理事
6	起業家教育	長谷川 浩志	芝浦工業大学 システム理工学部機械制御システム学科 教授
7	経済団体	武藤 彰	一般社団法人 埼玉県商工会議所連合会 専務理事
8		廣澤 健一	一般社団法人 埼玉県経営者協会 専務理事
9		大石 克紀	埼玉経済同友会 専務理事
10	金融機関	砂永 健二	株式会社埼玉りそな銀行 執行役員
11		貝沼 勤	株式会社武蔵野銀行 常務取締役
12		森本 淳志	株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業本部 創業支援部 部長

(敬称略)